

事務連絡(安-2020-31)

2020年9月7日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
設備部長・安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】ユニック車のブーム接触防止対策について(通知)

安全環境本部長より指示がありましたので連絡します。

他支店にてユニック車がブームを上げたまま走行し、架空線に接触して通信障害等を発生させるインフラ損傷事故が度々発生していることから、別紙のとおりユニック車のブーム接触防止対策を定める事になりました。関係者への周知をお願いします。

以 上

(配布先)
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)20-04
令和2年9月1日

安全環境本部長



ユニック車のブーム接触防止対策について（通知）

当社では、4月1～7日と11月1～7日を「インフラ損傷事故防止強調週間」と定め、インフラ損傷事故防止に取り組んでいますが、ユニック車がブームを上げたまま走行し、架空線に接触して通信障害等を発生させるインフラ損傷事故が度々発生していることから、下記のとおりユニック車のブーム接触防止対策を定めることとしましたので、関係者への周知をお願いします。

なお、別添のとおり、全国連合取引業者災害防止協議会会長宛に通知したことを申し添えます。

記

1. ユニック車は、ブーム未格納警報装置(※1)又はブーム未格納インターロック機構(※2)を装備したものを使用する。代車等で当該装置等が未装備の車両を使用する場合は、事前に作業所に報告の上、作業所の指示に従うこと。

【注】(※1)ブームを未格納の状態で行きようすると警報が鳴動する装置

(※2)ブームを未格納の状態では走行ができない機構

なお、両装備とも既納機への後付けが可能です。

2. 本対策を明確にするため、別紙のとおり「取引業者安全衛生管理要領」を改訂する。

但し、今年度中は関係者への周知及び既納機への後付け対応の移行期間とし、令和3年4月1日より運用開始する。

以 上

取引業者安全衛生管理要領

第 31 条 交通事故及び架空線等損傷事故の防止（令和 3.4.1 改訂）

作業員通勤時の交通事故、資材運搬車・連絡車の場内・外における交通事故防止及び架空線等損傷事故に留意して、次の事項を守らせるように指導・教育を行う。

- ・ 運転手、誘導員の適正配置
- ・ 運転時間の適正化による疲労防止
- ・ 制限速度の順守（場外、場内とも）
- ・ 関係者への交通安全教育（過積載・偏荷重の禁止、安全運転の基本等をくり返し実施する）
- ・ 積載型トラッククレーン車は、ブーム未格納警報装置（※1）又はブーム未格納インターロック機構（※2）を装備したものを使用する。代車等で当該装置等が未装備の車両を使用する場合は、事前に作業所に報告の上、作業所の指示に従うこと。

【注】（※1）ブームを未格納の状態で行きようとするとき警報が鳴動する装置
（※2）ブームを未格納の状態では走行ができない機構

（下線部が改訂箇所）

令和2年9月1日

全国連合取引業者災害防止協議会
会長 中橋博治 殿

清水建設株式会社
安全環境本部長 伊藤勝 啓



ユニック車のブーム接触防止対策について（要請）

平素は弊社の安全衛生管理活動に多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、弊社では4月1～7日と11月1～7日を「インフラ損傷事故防止強調週間」と定め、インフラ損傷事故防止に取り組んでいますが、ユニック車がブームを上げたまま走行し、架空線に接触して通信障害等を発生させるインフラ損傷事故が度々発生していることから、下記のとおりユニック車のブーム接触防止対策を定めることとしました。

つきましては、貴会会員及び傘下の事業者に対して周知していただくよう要請します。

記

1. ユニック車は、ブーム未格納警報装置(※1)又はブーム未格納インターロック機構(※2)を装備したものを使用する。代車等で当該装置等が未装備の車両を使用する場合は、事前に作業所に報告の上、作業所の指示に従うこと。

【注】(※1)ブームを未格納の状態で行きようすると警報が鳴動する装置

(※2)ブームを未格納の状態では走行ができない機構

なお、両装備とも既納機への後付けが可能です。

2. 本対策を明確にするため、別紙のとおり「取引業者安全衛生管理要領」を改訂する。

但し、今年度中は関係者への周知及び既納機への後付け対応の移行期間とし、令和3年4月1日より運用開始する。

以 上

取引業者安全衛生管理要領

第 31 条 交通事故及び架空線等損傷事故の防止（令和 3.4.1 改訂）

作業員通勤時の交通事故、資材運搬車・連絡車の場内・外における交通事故防止及び架空線等損傷事故に留意して、次の事項を守らせるように指導・教育を行う。

- ・ 運転手、誘導員の適正配置
- ・ 運転時間の適正化による疲労防止
- ・ 制限速度の順守（場外、場内とも）
- ・ 関係者への交通安全教育（過積載・偏荷重の禁止、安全運転の基本等をくり返し実施する）
- ・ 積載型トラッククレーン車は、ブーム未格納警報装置（※1）又はブーム未格納インターロック機構（※2）を装備したものを使用する。代車等で当該装置等が未装備の車両を使用する場合は、事前に作業所に報告の上、作業所の指示に従うこと。

【注】（※1）ブームを未格納の状態で行きようとするとき警報が鳴動する装置
（※2）ブームを未格納の状態では走行ができない機構

（下線部が改訂箇所）